

群馬大学桐生事業場化学物質管理専門部会内規

制 定
平成 28 年 1 月 26 日

(設 置)

第 1 条 群馬大学桐生事業場安全衛生委員会規程第 7 条第 2 項の規定に基づき，群馬大学桐生事業場安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に，群馬大学桐生事業場化学物質管理専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(職 務)

第 2 条 専門部会は，桐生事業場において化学物質に関する諸規則に基づき，化学物質の管理を行うため，次に各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 化学物質の管理方法に関する事
- (2) 化学物質管理システムの運用に関する事
- (3) 化学物質に関する諸規定についての対応に関する事
- (4) 化学物質に対する報告に関する事
- (5) その他，化学物質の管理に関する事

(組 織)

第 3 条 専門部会は，次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 各部門から選出された教員
- (2) 衛生工学衛生管理者
- (3) 副事務長（総務担当）
- (4) 会計係長
- (5) 施設管理係長
- (6) 統括技術長
- (7) 化学物質に関する知識を有する技術職員
- (8) 部会長が必要と認めた者

2 部会員の任期は特に定めない。

3 部会員の交代は，専門部会において審議する。

(部会長)

第 4 条 専門部会に部会長を置き，部会員の互選により定める。

2 部会長は，専門部会を招集し，その議長となる。

3 部会長に事故あるときは，あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 会議は，部会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は出席した部会員の過半数をもって決し，可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第6条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(委員会への報告等)

第7条 委員会への報告等は、第3条第1項第2号の部会員が行う。

(事務)

第8条 部会の事務は、会計係において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は委員会委員長が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年1月26日から施行する。